

各務原市入札参加資格審査（建設工事）に係る主観的事項審査要領

（平成29年 3月31日決裁）

（目的）

第1 この要領は、各務原市入札参加資格者の格付けの一層の適正性及び透明性を確保するため、各務原市入札参加資格審査（建設工事）にあわせて行う各業者の経営事項審査以外の項目を審査する主観的評価（以下「主観点数」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（主観点数対象業者）

第2 主観点数の対象業者は、毎年1月1日現在、各務原市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の建設工事のうち土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、管工事、ほ装工事、造園工事、水道施設工事、に登録されている者及び新規に資格者名簿に登録される者で各務原市内の本店で登録しているものとする。

（申請書類）

第3 主観点数について審査を受けようとする業者は、入札参加資格審査主観的事項審査申請書（別紙様式）に別表第1に掲げる添付書類を添えて市長に提出するものとする。

（申請の時期）

第4 前条の規定による申請の時期は、別に定める。

2 新規に各務原市入札参加資格審査を受ける者にあつては、前条の規定による申請と各務原市入札参加資格審査による申請と同時に行うものとする。

（主観点数の評価方法）

第5 主観点数は、原則として前年の状況进行评估する。

2 主観点数は、別表第2の左欄に掲げる評価項目ごとに定める同表の右欄の評価基準により算出した数値の合計により評価する。ただし、別表第2の左欄に掲げる評価項目のうち、⑤の項に規定する評価項目については、業種ごとに評価する。

3 主観点数は、申請期限までに申請がないものについては評価しない。ただし、別表第2の④-2及び⑤から⑥の各項目に規定する評価項目については、申請の有無にかかわらず評価する。

（主観点数評価名簿の作成時）

第6 各業者の主観点数の評価に係る名簿（以下「主観点数評価名簿」という。）は、毎年度4月1日現在で作成し、使用開始する。

2 主観点数評価名簿の有効期限は、次の名簿が作成される日の前日までとする。

（主観点数評価名簿の公表）

第7 前条の主観点数評価名簿は、インターネットの各務原市ホームページに掲示するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年1月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

○ 添付書類

評価項目	添付書類
① ISO認証取得	<ul style="list-style-type: none"> ・（公財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が発行する登録証の写し（登録部門は問わないが、認証範囲に窓口営業所が含まれていること）
② 障がい者雇用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づく身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者の雇用義務がある事業者のうち、法定雇用率を達成している事業者にあつては、公共職業安定所に提出した受付印のある「障害者雇用状況報告書」の写し ・ 同法に基づく報告義務のない事業者のうち、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である常勤の役員又は使用人が在籍している事業者にあつては、別紙様式（障がい者雇用状況申告書）
③ 少子化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県労働局に提出した受付印のある「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し ・ 「岐阜県子育て支援企業登録証」の写し
④ 地域社会への貢献度	
1 ボランティア活動等への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動内容・実施団体・活動時期が確認できる書類（主催者の証明書）
2 消防団協力活動状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各務原市内の消防団に所属する消防団員であることが確認できる書類（任命書、在団証明の写し等）

別表第2（第5条関係）

○ 主観点数評価基準

評価項目	評価基準						
① ISO認証取得	○ 前年の12月31日現在、ISO9000シリーズを認証取得している市内に本店を有する事業者（以下、市内業者という。）に10点、14001を認証取得している市内業者に5点加点する。						
② 障がい者雇用状況	○ 前年の6月1日現在、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）に基づく障がい者の雇用義務を達成し、同法第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告をしている市内業者及び同法に基づく報告義務はないが、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である常勤の役員又は使用人が在籍している市内業者に10点加点する。						
③ 少子化対策	○前年の12月31日現在において、「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府市労働局に届出している場合又は、「岐阜県子育て支援企業登録制度」に登録している場合に10点加点する。						
④ 地域社会への貢献度	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 ボランティア活動等への参加</td> <td>○ 前年の1月1日から12月31日までの間で、各務原市内において道路清掃や河川清掃のボランティアに積極的に参加するなど、企業として定期的に地域社会への貢献度が高い活動を行った市内業者に10点加点する。</td> </tr> <tr> <td>2 災害時応援協力状況</td> <td>○ 前年の12月31日現在、各務原市地域防災計画に基づく災害時における社会基盤の応急復旧等に関し、各務原市と締結された「災害時における応援協力に関する協定」に参加している市内業者に10点加点する。</td> </tr> <tr> <td>3 消防団協力活動状況</td> <td>前年の12月31日現在、各務原市内の消防団に所属する消防団員である常勤の役員又は使用人が在籍している市内業者に1名につき1点加点する。ただし、1業者10点を限度とする。</td> </tr> </tbody> </table>	1 ボランティア活動等への参加	○ 前年の1月1日から12月31日までの間で、各務原市内において道路清掃や河川清掃のボランティアに積極的に参加するなど、企業として定期的に地域社会への貢献度が高い活動を行った市内業者に10点加点する。	2 災害時応援協力状況	○ 前年の12月31日現在、各務原市地域防災計画に基づく災害時における社会基盤の応急復旧等に関し、各務原市と締結された「災害時における応援協力に関する協定」に参加している市内業者に10点加点する。	3 消防団協力活動状況	前年の12月31日現在、各務原市内の消防団に所属する消防団員である常勤の役員又は使用人が在籍している市内業者に1名につき1点加点する。ただし、1業者10点を限度とする。
1 ボランティア活動等への参加	○ 前年の1月1日から12月31日までの間で、各務原市内において道路清掃や河川清掃のボランティアに積極的に参加するなど、企業として定期的に地域社会への貢献度が高い活動を行った市内業者に10点加点する。						
2 災害時応援協力状況	○ 前年の12月31日現在、各務原市地域防災計画に基づく災害時における社会基盤の応急復旧等に関し、各務原市と締結された「災害時における応援協力に関する協定」に参加している市内業者に10点加点する。						
3 消防団協力活動状況	前年の12月31日現在、各務原市内の消防団に所属する消防団員である常勤の役員又は使用人が在籍している市内業者に1名につき1点加点する。ただし、1業者10点を限度とする。						

<p>⑤ 工事成績</p>	<p>○ 前々年の1月1日から前年12月31日までに各務原市が発注した工事の完成検査に合格した平均工事成績について、以下のとおり点数を加減点する。</p> <p>7 1点以上の場合 1点につき5点加 6 5点未満の場合 1点につき5点減 共同企業体の場合は、各該当点数を各構成員に付与する。</p>												
<p>⑥ 入札参加資格停止</p>	<p>○ 前年の1月1日から12月31日までの間を始期とする各務原市の入札参加資格停止措置を受けた場合は、停止期間に応じて以下のとおり減点する。</p> <table border="1" data-bbox="651 707 1375 1003"> <thead> <tr> <th>資格停止期間</th> <th>減点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1ヶ月以内</td> <td>件数×(-10)点</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月を超え2ヶ月以内</td> <td>件数×(-20)点</td> </tr> <tr> <td>2ヶ月を超え4ヶ月以内</td> <td>件数×(-30)点</td> </tr> <tr> <td>4ヶ月を超え6ヶ月以内</td> <td>件数×(-40)点</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月を超える</td> <td>件数×(-50)点</td> </tr> </tbody> </table>	資格停止期間	減点	1ヶ月以内	件数×(-10)点	1ヶ月を超え2ヶ月以内	件数×(-20)点	2ヶ月を超え4ヶ月以内	件数×(-30)点	4ヶ月を超え6ヶ月以内	件数×(-40)点	6ヶ月を超える	件数×(-50)点
資格停止期間	減点												
1ヶ月以内	件数×(-10)点												
1ヶ月を超え2ヶ月以内	件数×(-20)点												
2ヶ月を超え4ヶ月以内	件数×(-30)点												
4ヶ月を超え6ヶ月以内	件数×(-40)点												
6ヶ月を超える	件数×(-50)点												

別紙様式

障がい者雇用状況申告書

年 月 日

各務原市長 様

商号又は名称

代表者職氏名

印

障がい者の雇用状況について、下記のとおり申告します。

なお、この申告書の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

記

- 1 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者の雇用状況報告義務はありません。
- 2 常勤の在籍している障がい者数は 人です。

注

- ① この申告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障がい者の雇用状況報告義務がなく、主観点数における加点を希望する事業者のみ提出してください。
- ② 同法に基づく障がい者の雇用状況報告義務があり、加点を希望する事業者は、本書ではなく、公共職業安定所に提出した受付印のある「障害者雇用状況報告書」の写しを提出してください。
- ③ 常勤の在籍している障がい者数は、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である役員又は使用人の人数を記入してください。